

## 「21世紀COEプログラム」（平成15年度採択）中間評価結果

機関名	京都大学	拠点番号	I 1 2
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名 (英訳名)	21世紀型法秩序形成プログラム (Program for the Reconstruction of Legal Ordering in the Twenty First Century)		
研究分野及びキーワード	〈研究分野: 法学〉(公的秩序形成)(私的秩序形成)(グローバル化)(責任類型)(脱近代的法)		
専攻等名	大学院法学研究科 法政理論専攻 (公法・基礎法学・民刑事法・政治学の4専攻を平成16年4月1日改組)		
事業推進担当者	(拠点リーダー名)	大石 眞 教授	他 30名

### ◇拠点形成の目的、必要性・重要性等：大学からの報告書（平成17年4月現在）を抜粋

<p>&lt;本拠点がカバーする学問分野について&gt; 本拠点は、法学と行政学を含む政治学とを結合し、脱近代型の社会・行政現象を対象として先端的な研究分野を開拓しようとするものである。こうした試みは、従来著しく細分化してきた法律学の各分野が、今や、相互に交流し、基礎法学と交流を図るだけでなく、政治学の成果を積極的に吸収すべき段階に来ており、政治学も、戦後にアメリカの実証主義政治学の影響を受け、法律学からの独立を指向してきたが、法律学の成果を吸収し、一層の飛躍をなすべきときを迎えているとの認識に基づいている。</p>
<p>&lt;本拠点の目的&gt; 本拠点は、グローバル化・情報化などにより大きく変貌する21世紀社会の実相に法・政治システム面から迫るため、法・政治システムの変容を原理的・体系的に考察する理論的研究と国家・市場・市民社会・国際関係における実証研究とを並行させ、細分化した法学・政治学の諸領域の総合化とともに、法学と政治学との再結合を図る。そして、「自律的個人を基礎とする自由で公正な社会」の実現に向け、21世紀に適合的な法・政治システムと秩序形成のあり方を探求し、組織化・制度化された形の政策提言機能を果たす。</p>
<p>&lt;計画：当初目的に対する進捗状況等&gt; 本拠点は、法・政治システムの変容を、法文化・法制度・法実務のそれぞれの観点から多角的に分析しようとして、これまで多くの研究会・国際シンポジウムなどを開催するとともに、ニューズレター・英文ジャーナルの刊行・ウェブサイトの開設などを通して、国内外への情報発信を行ってきた。これらを通して、細分化した法学・政治学の諸領域の総合化、法学と政治学との再結合を図るという目的に向けた業績を着実に蓄積してきたが、組織的・制度的な政策提言機能を果たすための社会的活動は、必ずしも十分でない。</p>
<p>&lt;本拠点の特色&gt; 21世紀社会がもつ特徴の一つとして私的秩序形成と公的秩序形成との融合・交錯現象をあげることができるが、本拠点の特色は、こうした21世紀社会が法・政治システムにおける秩序形成にどのような変容をもたらすかを検討する点にある。本拠点の属する法学研究科は、国際的ネットワークの広さ・深さの上でわが国最高の水準にあり、首都圏の諸研究教育機関と比べても独自の地位を占めており、中央からの物理的・心理的「距離」は、国政を直接対象とする法学・政治学においては、むしろ重要な意義がある。</p>
<p>&lt;本拠点のCOEとしての重要性・発展性&gt; 今日、法実務・政治過程の実態と変容の方向などを実証的に分析し、新たな法秩序の形成に向けて提言を行うことが急務であり、本拠点の事業は司法・行政改革などの重点的課題に直接関係する。妥協の上に築かれがちな秩序形成に対し合理性・理念性を基礎としたルール作りを重視し、グローバリゼーションという名のアメリカ化に対し文化的・歴史的考察を基礎とした法の独自の規範性や東アジア的秩序形成の特色を探求すべきことを主張する本拠点において、内外の研究者の協力を得てこの課題を達成することは世界的な重要性と発展性をもつ。同時に、社会的問題を哲学的・歴史的・マクロ的に考える人材を養成することも重要である。</p>
<p>&lt;本プログラム終了後に期待される研究・教育の成果&gt; これまで研究者が個別的にもって来た内外の一流の研究者及び実務家との豊富な国内的・国際的ネットワークを一つに束ね、大学・組織間の制度的交流として恒常的なものとするにより、法学及び政治学の研究・教育ネットワークの中核となるとともに、新たな法・政治秩序の形成に寄与するための政策提言を行うシンクタンク機能をも果たす。今日の法・政治システムをめぐる争点は多岐にわたっているが、そうした改革をプランニングし、現場に導入していく人材を教育を通じて社会に供給するとともに、具体的な提言を通じて社会に貢献する。</p>
<p>&lt;本拠点における学術的・社会的意義等&gt; 本拠点は、実定法・国家権力の検討を軸とする学問から国家と市場の相互作用・市民社会の自律性・国境を越えた市民の活動などを通じて形成される秩序・規範の生成と発展に対する考察に力点をおく学問上の変化の中で、法学と政治学との共同の再認識、基礎法学と法解釈学との結合の模索といった新たな試みを推進する点で、高い学術的意義をもつ。こうした研究を基礎とする啓蒙活動によって、市民・自治体や政府などが新たな諸問題にどう対処すべきかを提言することの社会的意義も大きい。</p>

### ◇21世紀COEプログラム委員会における評価

<p>(総括評価) 当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される。</p>
<p>(コメント) 本拠点が豊富な人材資源をもって、法秩序原理の変換期に臨む今日の法状況に対して根本的課題設定をしている意義が大きいこと、およびその反面で学際的で極めて包括的なアプローチが個別・具体的な面でどのように実現されるかという懸念があることは当初から指摘されており、中間評価においても焦点となった。 状況報告やヒアリングを経た所見として、一方で数多くの研究集会およびそれへの若手研究者の参加などを通じて国内・国際両面での対外交流を中心とした拠点活動が盛んに行われ、特にアジア法の掘り下げた研究が進められていることや、他方で国内外の政治・法意識の実態調査が実施されていることなどから、世界的な水準での成果の達成が期待される。 しかし他方で、個別的研究活動と全体課題との明確な結びつき、および政治・実定法・基礎法にまたがる担当者相互の有機的連携の面で依然として根強い懸念が残り、掲げられた課題の十分な達成には拠点リーダーのリーダーシップ強化に加えて、なお相当の努力が必要であると評価せざるを得ない。特に、関係諸分野にまたがる学際的な若手研究者の養成への取組みについては、本プログラムの重点的狙いである大学院の活性化とも関連して危惧がもたれる。 やや具体的に言えば、新たな法秩序モデルの提示等、拠点が掲げる目的が十分に達成されるためには、今後は本拠点の課題により強く照準した協働による研究・教育活動がインテンシブに展開される必要があると思われ、また若手研究者養成のために博士課程をより積極的に活用して学位取得を奨励する努力が必要であると思われる。</p>